

所得額の計算方法

所得額 = 年間収入金額 − 必要経費（給与所得控除額等） + 養育費 − 8万円（社会保険料相当額） − 諸控除

1. 年間収入金額

給与・賞与などの総額のことです。

2. 必要経費（給与所得控除額等）

所得税法に規定されている、給与等から差し引くことのできる控除額のことです。

給与所得・公的年金等所得がある方は、その合計額から最大 10 万円を控除します。

3. 養育費

受給資格者が父または母の場合、本人の所得に養育費の 8 割（1 円未満は四捨五入）が加算されます。

4. 8 万円（社会保険料相当額）

社会保険料相当額として、一律 8 万円を控除します。

5. 諸控除

控除項目及び控除額は下表のとおりです。

（注意）受給資格者が父または母の場合、寡婦控除、ひとり親控除は適用されません。

諸控除の表

諸控除の項目	控除額
寡婦控除	27 万円
ひとり親控除	35 万円
障がい者控除	27 万円
特別障がい者控除	40 万円
勤労学生控除	27 万円
配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除	当該控除額
医療費控除	当該控除額
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額